

平成26年第3回  
利根町議会定例会会議録 第4号

平成26年9月11日 午後1時開議

1. 出席議員

1番	石山肖子君	7番	白旗修君
2番	新井邦弘君	8番	高橋一男君
3番	花嶋美清雄君	9番	今井利和君
4番	船川京子君	10番	五十嵐辰雄君
5番	守谷貞明君	11番	若泉昌寿君
6番	坂本啓次君	12番	井原正光君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	遠山務君
総務課	長	高野光司君
企画財政課	長	秋山幸男君
税務課	長	石井博美君
住民課	長	井原有一君
福祉課	長	石塚稔君
保健福祉センター所長		岩戸友広君
環境対策課	長	蓮沼均君
保険年金課長兼国保診療所事務長		大野敏明君
経済課	長	矢口功君
都市建設課	長	鬼澤俊一君
会計課	長	菅田哲夫君
教育	長	伊藤孝生君
学校教育課	長	海老原貞夫君
生涯学習課	長	坂田重雄君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局 局長 酒井賢治

書 記 官 本 正 裕  
書 記 飯 田 江 理 子

## 1. 議事日程

---

### 議 事 日 程 第 4 号

平成26年9月11日（木曜日）

午後1時開議

日程第1 一般質問

## 1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

---

午後1時00分開議

○議長（井原正光君） 皆さんこんにちは、ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

---

○議長（井原正光君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

7番通告者、10番五十嵐辰雄議員。

〔10番五十嵐辰雄君登壇〕

○10番（五十嵐辰雄君） 7番通告、10番五十嵐辰雄でございます。

2点について質問いたします。

まず、1番でございますが、人口を維持するための定住促進条例の制定について。

地方の人口減少問題が注目度を高め、民間の研究機関である日本創成会議の分科会が公表した消滅自治体リストが各地で大きな反響を呼び、持続可能な自治体像に政治がどう取り組んで行くかが問われています。

日本創成会議では、月刊誌「中央公論」平成25年12号に次のような記事を掲載しました。2040年時点で日本の市町村の半数が消滅危機に直面するとの試算を発表し、非常に全国的に注目度が上がりました。そして全国で消滅可能性のある都市896全リストが公表され、関東地方では113の自治体があると。その中に利根町も含まれております。

政府も日本創成会議の報告にショックを受け、人口減少対策に全力を挙げる姿勢を打ち出しました。人口減少がまさに危機的な問題として迫ってきています。近未来の日本は、どんなに恐ろしいことが起ころうとしているのか、少子化の進行と同時に、高齢者も減ってきています。ここで次のことをお尋ねします。

まず、(1)でございますが、定住促進を図るため、基本理念、基本的事項を定め活力あるまちづくりをする条例を制定する必要があると思います。この条例の中で必要な体制の整備、情報の収集、調査の実施、さまざまな媒体を通じて情報の発信をすることです。条例の制定について、町長のお考え等お尋ねいたします。

○議長（井原正光君） 五十嵐辰雄議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） 議員の皆様方には、昨日に引き続き本会議ということで、ご出席、ご苦労さまでございます。

それでは、五十嵐議員のご質問にお答えをいたします。

定住促進を図るために基本理念、基本的事項を定め活力あるまちづくりをする条例を制定する考えについてのご質問でございますが、今のところ、定住促進条例を制定する予定はございません。

しかしながら、少子高齢化が進んでいることから、人口減少対策として定住促進の施策はとても重要な課題であると、そのように認識をしておりますので、条例制定にはこだわらず、さまざまな定住促進の施策を検討していく必要があるかと考えております。

○議長（井原正光君） 10番五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） 町長の答弁ですと、定住促進条例の制定は考えていないと。これから考える必要があるかと思うのですけれども、何か町の根幹となる基幹的な部分がないと、ただ思いとか考えでは、その姿勢というものを町民全般に、役場全体の行政に反映することは非常に困難でございます。

ないのではしょうがないので、本県では茨城町で定住促進条例を制定し、その対策とかいろいろ施策をやっております。これは新聞紙上、あと行政の専門的な書籍にも茨城町の定住促進条例の制定の時代的背景を書いてあります。いろいろ全国的な定住促進の動きについて、私は今質問したわけでございますが、町長はそういう考えがないのではしょうがないので、次にまいります。

それに関連しまして、利根町の現状を当然町長は統計的資料で十分に把握していると思うのですけれども、政府としては、こういった人口減少、定住促進とか日本創成会議といった記事がテレビ、ラジオ、各報道機関の新聞等でも毎日出ています。出ていないときが少ないくらいです。出ていないのは土曜日と月曜日くらいです。

政府は定住促進についての地方創生について、相当今踏ん張っております。表題「ま

ち・ひと・しごと創生本部」が発足しました。50年後に何としても日本の人口1億人を維持したいと、そういう目標を掲げました。そして、まず地方の人口減少対策として、都会から移住希望者向け、移住先の情報をまとめたデータベースを内閣府ではつくるように発表しました。そして、各地区の住居、福祉関係の情報を網羅的に、全国的に作成し、国民はどこに行ってもインターネットで町の最新の状況を検索できるシステムを構築すると、これを発表しておりました。

国のほうの方針としては、町長おっしゃるように、条例があってもなくても関係ないんですけれども、やる気のない市町村には予算を配分しないと、今度の安倍政権は、ばらまきでなく、やる気のある自治体には積極的に大胆な予算を配分すると、そういう方針を発表しました。

町長、利根町の人口ですが、今減っていますよね。広報紙の裏面に毎月の住民基本台帳の人口の動態がありますけれども、8月も7月も減っております。今、役場住民課のところにあります町の人口については、9月1日現在で1万7,197人、前月よりは49人も減少しました。この減少を食いとめるにはどういう方策がよいか、これもあわせてお尋ねいたします。

○議長（井原正光君） 補足答弁を求めます。

秋山企画財政課長。

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

今、五十嵐議員からご指摘があったとおり、利根町の人口は毎年200人前後で減っております。これは、出生者が減っていることと、それから、転入転出の社会動態の減によるものと考えております。

去年の9月に住民課で、転入した方、転出した方を、町に入ってきた方にはどういう理由で入ってきたのか、転出される方はどういう理由で転出したのかの調査を、1カ月間やりました。

これは県の事業でやったわけですが、その結果、利根町に転入される方の多くは住宅を取得して転入されるという理由が一番多かったです。転出される方は、結婚とか就職とか、そういう理由が多かったということでございます。

転入、転出はいろいろ理由がありますので、事情によって転出される方はいろいろあると思いますけれども、町に住んでいただくような方策をしていかなければならないと考えております。細かい内容については、また2番目にありますから、そちらでまたご質問いただくと、さまざまな取り組みをこれからやっていきたいと考えております。

人口の減につきましては、今、仮に人口を維持できる合計特殊出生率が2.07に達したとしても、2060年まで日本の人口は減っていくという推計もございまして、そういう状況でございまして、地道に取り組んでいくということだと思っております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） 企画財政課長、検討するとか、考えているとか、そういう美辞麗句的なことは一般町民、私たち議員も、それから、行政当局も、この実態を県のほうの調査によって答えましたと。これはやむを得ない事情だと思うのですけれども、そういった実態を何で県は調査したか、その調査の内容についての情報を、情報をただ役場のほうに置いたのでは情報をうまく活用できないんですよ。ですから、そういった調査をやればやったなりに全町民とか行政当局、議会関係にも同じ問題点を提起して、みんなで考えようと、そういう気がなければ、ただ検討します、考えていますでは、その心の中しかわからないんだよね。

秋山企画財政課長の気持ちはよくわかりました。次にまいります。

その定住促進についての考えがなければ、こういった問題点を検討、処理する機関として専門のまちづくり推進課ではないんですけれども、人口減対策課でも、これ、県内でもつくってあるところありますね。そういうふうに課にして、行政当局でやっているところがあるんですよ。よその市町村のまねをする必要はないと思うのですが、よく新聞紙上で出ています。県北のほうではこれが設置してあります。そういった目に見える対策をやらないと、課長、だめだと思うのです。

秋山企画財政課長の責任を迫及する気持ちはないんですけれども、執行部のそういったやる気を十分に引き出すようにお願いします。

担当する係とか何かを設置するような考えはありますか、お尋ねします。

○議長（井原正光君） 秋山企画財政課長。

○企画財政課長（秋山幸男君） 定住促進を図って人口減少を少しでも穏やかにしていくということだと思いますけれども、今現在、4月から発足しましたまちづくり推進系のほうで定住促進のほうも取り組んでおりますし、また、大学との連携なども含めて、町の活性化ということで取り組んでおります。

皆様方からいただいた意見を取り入れまして、いろいろ毎日検討しておりまして、きのうの守谷議員のご質問にもお答えしたんですけれども、人口減少というのは非婚化、晩婚化が進みまして結婚されない方がいるということで、20代から30代前半の方々に出会いの場を創設して、結婚機会の提供を図りたいということで、お答えを町長のほうから申し上げております。そのようなことで、そういう出会いの場の提供なども取り組んでいきたいと思っております。

これは本町だけの問題ではなくて、近隣市町全て、先ほど五十嵐議員がおっしゃったように、人口減少については取り組んでいるというお話は十分聞いております。

ちょっとお伺いしますと、先ほどおっしゃったように、人とか仕事、雇用を考えなければいけないということで、本町の場合は土地利用の問題で市街化調整区域、非常に厳しい土地利用規制がかかっておりまして、工場等を誘致するのは難しい、できないと言ったほうがいいと思うのです。そういう形になっておりますので、やはり首都圏に近いという優

位性を生かしまして、勤めは東京圏あるいは近隣市町村、住むのであれば災害もない、安定して安心して住める、また環境のいい利根町というところをPRしていくしかないだろうということで考えております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） 秋山企画財政課長も大分積極的な考えはあるようですけれども、それを表面に出してわかるように、確かにそういった出会いの場とか何かありましたけれども、それを考えた場合、それを実行に移すような、ただ秋山企画財政課長が単独で考えても、その情報が伝わらないんです。一般町民に秋山企画財政課長がメッセージを発すれば相当効果ありますね。

今度は通告の3番でございますが、農村への移住政策と田園回帰については、地域の資源や魅力を生かし、魅力ある職場などの雇用の場をつくり、利根町に人が根づく方策はどのように進めておりますか、お尋ねします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 農村への移住政策と田園回帰については、地域の資源や魅力を生かし、魅力ある職場など雇用の場をつくり、利根町に人が根づく方策はというご質問にお答えいたします。

雇用の場については、雇用を創出するような企業を立地できる場所が利根町にはほとんどないため、雇用の場の創出をすることよりも、利根町は都心まで40キロ圏内という立地の住環境のよいところでございますので、都内へ現在通勤している方が利根町に住んでもらえるような方策が必要であろうと、そのように考えております。

利根町に定住してもらえるような方策といたしましては、自然豊かで子育てがしやすく、安心して暮らしやすい環境が利根町にあるということ、積極的にPRしていくことが必要であると考えているところでございます。

また、第2子以降を出産した場合に支給する子育て応援手当支給制度、これや小学校1年生から中学校3年生までの医療費の助成など、子育て世帯へのさまざまな支援が充実していることも含め、子育て世帯へ効果的なPR方法を検討して進めていきたい、そのように考えております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） 確かに土地利用については、都市計画法で相当厳しい規制がかかっています。網が相当かかっているんですよ。網に入ったら出られないですよ。ですから、規制緩和がなければ、利根町の場合でも、町長の答弁ですと市街化区域には相当まだ未利用地があるので、それを何とか一刻も早く有効活用を図りたいと。ただ、市街化調整区域については、今規制があって、田園回帰だって、そこに来て住むようなことはできないんですよ。ですから、町長、秋山企画財政課長の考えですが、これは町当局の考え、町を離れた日本国中、一般の人はどんなことを考えているか、これはよく世論調査をやっ

ていますよね。世論調査は当たりますよ。安倍政権の支持率何%、政党支持率、大体サンプルは2,000か3,000でぴったり当たりますから、選挙の結果なども正解ですよ。

最近の新聞の情報をここでご案内します。農村への移住対策、田園回帰についての日本国民はどう考えているか、サンプルは少ないんですけども、結構正答率が高いと思うのです。

内閣府では、ことしの6月に都市住民調査を実施しました。これはアンケート方式です。全国の20歳以上の男女1,880人から回答を得ました。そのうち都市在住は1,147人、農山漁村は700人です。その他どちらとも言えないという方が若干ございます。

回答者の内容を分類すると、農山漁村に定住したいとの希望が、都市住民では31.6%です。世帯別では20代の38.7%が最高です。一方、農山漁村に住む人で都市部に移住したいと答えたのは19.7%です。このように、田舎暮らしの人气が上がっています。

利根町には、町長おっしゃるように働く場所がないと、そういうわけで定住促進にも雇用の確保が難しいと、これを静観したんでは、いつまでたっても利根町は用途地域で工業団地とか、そういう工業関係の用途地域はないんです。46年に都市計画法が施行されて線引きしても、いまだ工業関係の用途地域はありません。幾ら願望しても、今さら日本に企業立地はなかなか難しいんです。

そこで、今は新しい産業、ベンチャー企業がどんどんできています。例えば利根町でも情報通信関係、光回線とか、そういった通信環境を整備すれば、必ずやIT産業の立地はできます。今、毎日のようにテレビ等ではテレビショッピング等が相当電波を使ってやっています。家庭電気、それから、いろいろな製品、商品等が、薬品まで売っていますが、これコールセンターは東京にはありませんよ。これはほとんど人件費の安い地方にあります。電話交換業務だって、NTTだって、あれは東京とかにありませんので、そういう点もよくご検討願って、人件費の安いところを狙っていますので、こういうのを考えてもらいたいと思うのです。

そういう考えについてあればお答えください。

○議長（井原正光君） 秋山企画財政課長。

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

今、コールセンターというお話がありましたけれども、以前に旧東文間小学校の活用の中で、コールセンターをつくりたいということで申し込みがあったことがございます。しかし、都市計画法の市街化調整区域のため、コールセンターはできないということでございます。

そのほか事務所もだめ、できるのは学校と福祉施設程度ということでございまして、先ほど議員おっしゃったのは、コールセンター等が設置されているのは地方が多いというお話がありましたけれども、地方には線引きをしていない市町村もありますので、そこを活用されているのかなと思います。

茨城県であれば、線引きされていないところの閉校された校舎の活用として、工場なども立地している市町村もあります。しかし、利根町はそういうことはできないという状況ですので、先ほど町長が申し上げたとおりだと思います。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） いろいろ制度規制があつて、今、都市計画法はなかなか改正が難しいということがわかりました。

次に4番でございますが、これは先ほどの秋山企画財政課長の答弁に関係しますけれども、用途地域の利用規制でございます。これは私、6月にも同じようなことを質問いたしましたけれども、町長は全くその気はないという答弁でございますが、再度お伺いします。

都市計画法第34条第11号及び第12号の運用でございますが、区域指定という制度がありますね。これは土地利用の規制緩和でございますが、これをやらないと農村集落、利根町は区域指定の適用区域ですよ、町の行政で判断すれば県のほうでは許可になります。県のほうでは、利根町は区域指定制度の適用地区でございます。農村集落全部ではないんです。

これは難しくなりますけれども、都市建設課長の範疇だと思うのですけれども、都市計画法第34条、これが都市計画法の調整区域、市街化区域のいろいろな要件については、これがうまく理解できないと都市計画法第34条は相当解釈が難しいんですよ。これが一番の今の都市計画法の根幹でございます。開発行為もありますけれども、これをうまくやらないと、なかなか利根町は、いつまでたつたって土地利用規制が被さっていて、これから網にかかったら出られませんので、せつかくこういう機会があるんですから、鬼澤課長、うまく活用して町長に積極的に提言と提案をしたほうがいいと思うのです。

町長独断の個人的判断でなくて、私はそういう現場主義で、町の農村集落の今の衰退する状況、ことしは大分米も安うございまして、ますます農村集落がこれから冷えきってまいります。この活性化については、町長、市街化区域の未利用地についての利用促進だけでも、人口減少、大分8月は減りました。これ本当にショックです。目まいするくらい人口が減ってしまいましたよね。

よく町長が答弁します「今に生きる」という言葉、これは私も何度も、議会で町長は今に生きると、うまい言葉ですね、じんと胸を打たれますよ、ですから、今に生きるだから、今現在の行政当局の町長、並びに執行部の皆さんの責任というのは相当後世に引っ張りまますよ。市街化区域の農村集落、これについては社会資本も大分整備されました。ですから、もう一度、町長、現状を踏まえて、ただ道路を見回って、ああこの辺はどのくらい住宅があるのかどうかでなくて、よく実態を調査して、もう一度、区域指定についての方向性についてのお考えをお示してください。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。



その前に、「今に生きる」というのは、私言った記憶がないんですけれども、それはいいとして、区域指定制度の見解についてお答えをいたします。

五十嵐議員、前回6月の第2回議会定例会でも答弁いたしました。区域指定制度は、既存宅地制度の代替措置として創設された制度でございます。これは五十嵐議員もご存じかと思えます。

現在、利根町におきましては市街化区域内に未利用地がある状況でございますので、そちらを優先的に開発、また宅地化する方策を検討するべきであると考えております。

区域指定制度の導入につきましては、市街化調整区域内の人口の動向など諸条件を考慮した上で、今後の課題であると考えているところであります。

それと、大分人口減、人口減と、確かに人口減というのは大変な問題ではございますが、60年前の昭和30年1月、布川と文間、東文間、文村の1町3村が統合した、それで利根町になったわけではございますが、利根町になってから一番人口が減ったのは8,000人を割ったということもございます。ただ、その当時と今の状況が一番違うのは、年齢人口構成が、当時はバランスがよかった。今みたいに少子高齢化、利根町は35%を高齢化率が超えましたけれども、そして子どもが物すごく少ないという状況で、だから、その年齢人口構成をバランスよく戻すために今いろいろな施策を、利根町では子どものいる家庭を利根町に呼び込もうということで、いろいろな施策を展開しているところでございます。

その点については五十嵐議員にはご理解をいただきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） それでは、未利用地、どのくらいの面積があるのでしょうか。

○議長（井原正光君） 鬼澤都市建設課長。

○都市建設課長（鬼澤俊一君） ただいまのご質問にお答え申し上げます。

未利用地につきましては、現在、手元に資料を用意してございませんので、後で資料を提出させていただきたいと思えます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） 確かに未利用地があると思うのです。今の財産権というのは個人が相当持っていますよね。財産というのは、売る、売らないは自分の自由ですから、線引きしてから相当な年数がたっています。ですから、土地を売らない人は売らないですよ。新しい開拓精神で、いつまでも同じところを見たって発展しませんよね。ですから、新しい展開として区域指定制度についてもお考えください。

それから、既存宅地の話が出ましたけれども、これは線引きする前に既存宅地は廃止しましたけれども、今は農村集落の建物を買っても、この建物を壊して建てかえできるのは、線引き以前に建てた場合は解体して建てかえできますけれども、線引き後に建てた場合は、解体しては建てられないんです。これは既存宅地制度が廃止になりましたから、ただ、その買う人がこの土地に対する建物のその点を知らなかった、善意で買った場合には、それ

は建てかえできますけれども、知って買った場合は、壊した場合は建てかえできませんので、それについてのお考えを専門家として都市建設課長、お答えください。

○議長（井原正光君） 鬼澤都市建設課長。

○都市建設課長（鬼澤俊一君） それでは、ただいまの区域指定制度の見解についてということの詳細につきましてお答え申し上げます。

現在、利根町では都市計画法を定め、市街化区域と市街化調整区域とを規定しております。そのうち市街化調整区域につきましては、市街化を抑制し、良好な農業用地や自然環境を守る区域としております。このことから、住宅やその他の建築物の建設、開発行為について許可制度をとっております。

この市街化調整区域の規制を緩和するべく、平成18年に議員ご指摘のとおり、都市計画法が改正されまして、区域指定制度が立ち上げられております。

また、これを受けまして県においても、茨城県都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例が制定されております。

都市計画法第34条第11号及び第12号の規定に基づきまして、市街化調整区域のあらかじめ指定した区域において既存集落の維持や保全を目的といたしまして、出身要件を問わず誰でも住宅や小規模店舗、事業所の立地を許可の対象としてございます。

6月議会でも答弁いたしましたとおり、第11号の規定は市街化区域から1キロメートル以内の区域で既存宅地制度の代替え制度として、市街化区域に隣接または近接している集落を対象としてございます。

12号につきましては、1キロメートル以上離れた区域で、集落のコミュニティー維持を図るため、市街化区域から離れた集落を対象としてございます。しかしながら区域指定をするに当たりまして、全く条件がないわけではございませんで、概ね50戸以上の建築物が連檐していること、幅員につきましては5.5メートル以上の道路や上下水道等の公共生活施設が一定水準以上整備されていることが条件となっております。政令で定める除外区域ではないこと等が基準としてございます。その上で、市町村長の申し出によりまして、茨城県開発審査会の意見聴取を経て、茨城県知事が告示することにより効力を発します。

利根町におきましても、区域指定対象市町村に、議員ご指摘のとおり含まれてございません。

しかしながら、先ほども町長の答弁にありましたとおり、市街化区域内に未利用地が存在し、空き地等の再利用また先に住宅化すべき課題が数多くありますことから、そちらを優先して検討すべきと現在は考えております。

町長の答弁にもございましたとおり、区域指定制度につきましては、調整区域の人口減少等の状況によりましては、今後の重要な課題だと、私も考えているところでございます。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） 非常に明快な、教科書どおりの答弁でございます。

確かに課長、県のほうの指導要綱にはこういうことが書いてあるんです。これをよく見ましたよ。本当に全県的に同じようなことが書いてあります。これは県のほうでつくったものだから正解でございます。

それでは、課長、うまくないですよ。県のほうでは利根町は対象市町村に入っているんですよ。知事もそういった条件をある程度、県のほうでも町の状況をわかったからこそ区域指定の対象市町村となっていますので、再度、課長のやる気について皆さん期待していますので、ですから課長がやる気があれば庁議か何かにでも提案して、積極的にこういった問題点を行政当局が共有して打ち砕いて、町長の心を動かすくらいの力を持ってやれば、課長のすごい官僚組織でやれば、必ず町長の心も多少変わりますよ。そういったことを期待しております。

次にまいります。2番でございますが、指定金融機関等の検査についてお尋ねします。

地方自治法施行令第168条の4には、次のように規定しております。会計管理者は、指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び収納事務取扱金融機関について、定期及び臨時に公金の収納または支払いの事務及び公金の預金の状況を検査しなければならないと、こうなっています。そこで通告に従いまして次の点をお伺いします。

この地方自治法施行令にありますように、指定金融機関の検査についてお尋ねします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

指定金融機関の検査の実施状況ということでございますが、前回は21年、前々回は17年に実施をしております。なお、課内では7月にその打ち合わせを行い、前回の実施の内容等を確認し、来年2月に実施する方向性でその準備をしようとしていたところであると、そのように会計課からの報告を受けております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） これは実務的な面ですから、会計管理者、会計課長にお伺いします。

17年と21年と、来年2月に検査を実施するという答弁でございます。そこで、利根町では指定金融機関の公金取扱の検査に際しまして、実施要綱といったものの定めがあるかどうかお尋ねします。

○議長（井原正光君） 菅田会計課長。

○会計課長（菅田哲夫君） それではお答えいたします。

実施要綱ということでございますが、検査に当たりまして、前回の検査等のことも聞きまじたりしておりますが、現在のところその要綱等に当たるものはございません。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） 現在のところ実施要綱等はないようでございますが、記録によりますと2回の実施と、今度は来年2月ですが、この次は実施要綱、要領、こういった

ものを制定する考えはあるかどうかお伺いします。

○議長（井原正光君） 菅田会計課長。

○会計課長（菅田哲夫君） それではお答え申し上げます。

自治体は申し上げられないんですが、そのようなご質問がございましたので、近隣等聞いてみました。また、例規等も参照がネット等でできますので、見てみたのですが、そのような要綱を制定している自治体が今のところないという現状でございます。

近隣の状況を見ながら、今後そういうものを作成したらいいのかどうか判断したいなど考えております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） ほかの自治体があってもなくても、マニュアルとか何か、それはあったほうがいいと思うのです。そういう点も、まだ時間もありますので、十分にご検討願います。

次にまいりますけれども、指定金融機関は地方公共団体の公金を専属的に取り扱うので、その提供する担保についてお尋ねします。

地方自治法施行令第168条の2には、担保についてどのように規定しておりますかお伺いします。

○議長（井原正光君） 菅田会計課長。

○会計課長（菅田哲夫君） それでは、ご答弁申し上げます。

担保についてでございますが、現在、利根町指定金融機関事務取扱契約というのを指定金融機関の常陽銀行と結んでおります。

その中にもあるんですが、実際には銘柄が利付国庫債券5年もので第99回というもの、これが額面が300万円でございます。こちらを担保としております。

○議長（井原正光君） 五十嵐議員。

○10番（五十嵐辰雄君） 国債300万円ですが、この利息はどこに入るのでしょうか。

○議長（井原正光君） 菅田会計課長。

○会計課長（菅田哲夫君） こちらにつきましては、担保が300万円でございますので、利子につきましては常陽銀行のほうのものでございまして、そちらで処理しているという状況でございます。

○議長（井原正光君） 以上で五十嵐辰雄議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後1時47分休憩

---

午後2時00分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

8番通告者、11番若泉昌寿議員。

[11番若泉昌寿君登壇]

○11番（若泉昌寿君） 皆さんこんにちは。またきょうは大きな雨の中、傍聴者の皆さん、おいでくださいませ本当にありがとうございます。

半月ほど前は広島のほうで大きな崖崩れがありまして、73名の方がお亡くなりになりました。まだ1名の方が行方不明で見つからない状況でございます。また、昨夜から、特に北海道、東北に関しまして大きな雨が降っております。この利根町においても大雨注意報という警報が出ているそうでございます。何事もなく無事にこの利根町、また全国的にもおさまればいいかなと思います。

それでは、質問に入ります。

今回は2点につきまして質問させていただきます。

まず1点目、農業の活性化につきましてお尋ねをしたいと思います。

国の政策といたしまして、2008年よりふるさと納税が始まっております。既に利根町でも取り入れていると伺っています。私の考えですが、ふるさと納税をより活用して、農業の活性化につなげてはと思います。そこで、これから現在の状況を伺います。

まず1点目、これまで寄附された方々の人数、金額と利根町に関係のある方、また、ない方の人数がわかりましたらお願いしたいと思います。

2点目、寄附をしてくれた方へのお礼はどのような方法で行っているのか伺いたと思います。

3点目、今後、町としてふるさと納税をどのような考えで行っていくのかを伺います。

2番目は自席で伺います。

○議長（井原正光君） 若泉議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山町長。

[町長遠山 務君登壇]

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

ふるさと納税について、これまで寄附された方々の人数、金額及び利根町に関係のある方、ない方の人数についてのご質問でございますが、平成20年度から始まったふるさと納税は、議員ご承知のとおり、任意の地方公共団体に寄附することにより、一定の制限や限度はございますが、寄附したほぼ全額が税額控除される日本国内の個人住民税制度でございます。

今年8月末日現在で延べ人数が33人、金額が83万9,000円となっております。

また、町に関係がある人なのかどうかはわかりませんが、町内在住者が5人、町外の在住者が28人となっております。

寄附をしてくれた方への謝礼はどのような方法で行っているかとのことでございますが、1万円以上寄附をいただいた方について、その方の希望により利根町産コシヒカリ3キログラムと「とね味噌」900グラムを宅配便にて贈呈しております。

経費といたしましては、米が1,185円、みそが680円、クール便の送料が1,088円となっ

ております。

今後、町としてふるさと納税をどのような考えで行っていくかのご質問ですが、現在CityDO!のふるさと納税総合情報サイトほか、1カ所の情報サイトに、ふるさと納税の情報を掲示してPRを行っているところでございます。今後も同様な方法で全国に周知して、ふるさと納税を行っていきたいと考えております。

謝礼品については、米とみその人気が非常に高いので、継続していきたいと考えております。

また、新しい特産品が生まれれば、取り入れていきたいとも考えているところでございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） 答弁ありがとうございます。

ふるさと納税、今日は傍聴者の方も大勢来ていますので、改めてふるさと納税というのはどういうものかを、税務課長、仕組みを少し、わかりやすくお願いします。

○議長（井原正光君） 補足説明を求めます。

石井税務課長。

○税務課長（石井博美君） ふるさと納税について、詳しいということではないのですが、税的な観点からお話したいと思います。

先ほど町長のほうからも一言触れましたが、このふるさと納税を行いますと、皆様も各種の報道機関等からご存じかと思いますが、所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金税額控除の対象となり、寄附金から2,000円を差し引いた部分全額が控除の対象となります。

一つの例を申し上げますと、利根町在住のAという方がいらっしゃいまして、その方が利根町に1万円、それと元住んでいたところにお世話になったということで、例えば北海道のB市に1万円を寄附したとします。そのとき両方合わせて2万円になります。2万円ですと、そこから2,000円を引いた1万8,000円が控除の対象となります。

それで、この控除の対象ですが、ただそれだけでは対象となりません。各市町村が発行します証明書もしくは領収書、そちらを添付して確定申告を行うということが条件になります。

税から申し上げますと、そういうことになります。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） 課長、ありがとうございます。

まさに新聞等でも書いてあるとおり、そのとおりです。ですから、寄附しても無駄にはならないということです。それで、今回、ふるさと納税を生かして、この利根町を、よく町長は言っていますね。利根町の産業は何ですかとお尋ねしますと、はい米づくりですと、まさに私はそのとおりだと思っています。

今回質問したのは、そのふるさと納税について、それを利用するというか、そういうこ

とを利用しまして利根町の農業の活性化につなげたらどうなのか、そういう趣旨で今回は質問をしたわけでございます。

ことし稲刈りも大体終わり近くになりました。豊作のような感じでございますが、しかし利根町の町内で米の話になりますと、安くて困った、まさにその通りです。60キログラムで1万円しない。いまだかつて私も60キログラムで1万円しないという価格は、70年たちますけれども、初めて聞くような感じですよ。10年か、もっと前は1俵五、六万円した、そういうときもありましたけれども、あれは例外ですけれども、1万円しない。

例えば1万円とわかりやすく換算いたしまして、1反歩300坪ですね、8俵はとれると思います。豊作ですから、8俵ちょっととれるかもしれませんが、8俵といたしまして1万円です。これ年に1回しかとれません。野菜は1反歩ありますと大体3回ぐらい、いろいろ順番につくることができます。それは忙しさは違いますけれども、その8万円しかとれない、じゃあ元金というか、経費はどのぐらいかかるかと言いますと、まず、1反歩水利費が、よくはわかりませんが1万七、八百円かかると思います。それから、肥料代、消毒のお金、それから、固定資産税、何だかんだ2万円はかかるのかなど。ということは、6万円しか残らないんですよ。

今の農業というのは、大きくやっている方も小さくやっている方も、それは機械の大きさは違います、金額は違いますけれども、自分でやるからには1,000万円以上の農機具代、設備投資が必要なんです。当然その1,000万円以上かかる経費を一度にぽんと払えるわけじゃない。農家をやっている方たちというのは、現実、毎年毎年機械に追われている。ここでお米とれました。とれましたけど、そのお米は生活費にかけている農家はまずいないと思います。全て農機具代とか、そちらの方の支払いにかけているのが現状だと思います。

そういうことで、これからの農業、このような価格でいきますと、やる人がまずいなくなる、そういう感じになるのかなと思います。

じゃあ、どうしたら今の農家の人が継続してやれるような形になれるのかと言いますと、1俵少なくとも1万5,000円くらいの価格で売れないと、農家はとてもしゃないがやっていけないというのが現状だと思います。

そこで今回、利根町としてもふるさと納税を使って、農家の皆さんに還元できないのかなという考えで今回質問しているわけですが、先ほど、ふるさと納税は20年から始まりまして8月の末で33人、金額にして83万9,000円、これをもう少し町が力を入れて、町長は先ほど3番目の質問で全国に発信していますよとは言っていますけれども、これを積極的に町がやって、利根町生れの方、それで今は違うところに住んでいる方、また全然関係ない方、そういう方たちも利根町に1万円でも5,000円でも2万円でもふるさと納税として寄附していただけるような、そういう宣伝というか、積極的にもう少しやるべきなのかと、私はそのように思っているんです。

先ほど税務課長から詳しくおっしゃってくれましたけれども、1万円寄附しても決して

損にはならないんですよ。利根町では1万円寄附してくれた方は、先ほどの町長のお答えですが、コシヒカリを3キログラム、それから、みそ、1,185円、680円、それと送り賃が1,088円、これだけかかっていますよと言いましたけれども、利根町に寄附してくれた方、利根町の財政として考えないでもらいたいのですよ。

農業をやっている方たちに還元するような形、そのような形、ではどうしたらいいのかと町長は思うかもしれませんが、1万円寄附してくれた方、その人には思い切ってコシヒカリ20キログラムぐらい送ってあげるんですよ。利根町のまざり気のない米、それを送ってあげるんですよ。送ってもらった方は、利根町のコシヒカリ、まざり気のないものでしたら大変おいしく食べてくれます。20キロで多ければ、親戚の方、お世話になっている近所の方、そういう方たちにもお裾分けじゃないですけども、やっていただければ、なお利根町のコシヒカリが、この利根町外で宣伝していただけるんですよ。

そうすると、また利根町に寄附してくれるような方もいるだろうし、お米が欲しいから直接利根町のほうへ、お米を買いたいんですけど、そういうことも必ず出てくる方があると思うのです。利根町で財政面に、お財布の中に入れるのではなくて、それは農家のほうへ還元してやるんですよ。1俵、今1万円もしない、そういうことでなくて、逆に1万5,000円ぐらいで町が農家から買ってあげるんですよ。そうすると農家の方は喜ぶじゃないですか。

例えば1万5,000円で買ってあげれば、今10キロ4,000円で幾らでも売れるような時代ですから、利根町ではないですよ、東京とか都市に行けば幾らでも売れますから、そうすると四六、二十四、額面は2万4,000円になるんですよ。ただそこにつき減りとか何かが出ますから1俵2万2,000円ぐらいになります。ですから1万5,000円で買ってあげても、町は送り賃とか何か、そういうものも町から出すという心配はないわけです。

そういうことをどんどん宣伝して、これが毎年毎年宣伝していけば、今は83万9,000円ですが、これが2年先、3年先、5年先になれば、この10倍も100倍も、10倍は幾らでもないですから、そのようになっていくと思うのです。そうすると、農家から買ってあげるお米の数量というものも多くなるんですよ。

もちろん農家は登録制ということで、こういうことはこのようにやってもらいたいとか何か、それは当然登録制でやるような形になりますけれども、そういう形でやってあげて、何とか利根町の農業というものの活性化のために考えて上げられないものかということで、私、今、質問するんですが、町長、私の言っている内容というのは把握できたと思いますが、改めて私の言っていることに対してどのように感じましたか、ちょっと答弁をお願いします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

若泉議員おっしゃるとおり、10キロなら10キロ、20キロなら20キロ、1万円以上寄附し



てくれた方に送ってあげる。それでどんどんふえていくということはあるかも知れない。ただ、何と言うんですか、利根町には特定の県の指定を受けた銘柄米がない。だから送るのには一定の銘柄米を、同じ米を平等に送るしかない。茨城県でもある市は2億円ぐらいふるさと納税してもらっている市もあるんです。というのは、そこはなぜかと言うと、特産品が多いんですね。そしてオリジナルものもつくっておりますので、その人しか手に入らないというものも含めて納税者に送っているということで、それでふるさと納税をする方の心をくすぐると言うんですか、それで2億円を超えているというところもございます。

一番の利根町の課題は、先ほども申し上げましたけれども、特産品ができれば、それを活用してふるさと納税してくれた方に送れるような形になれば、一番いいのではないかと考えております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） 町長、あなた、利根町のトップでしょう。特産品がない、どここの市は2億円あるって、そうじゃないでしょうよ。

私の言っていることは、別に利根町にそうならばブランド米も、それは町が何とか農協とタイアップしたり何かしてつくるべきでしょうよ。最初からそうじゃなくて……じゃあ町長に聞きます。課長の皆さんもあれでしょうが、利根町でとれたコシヒカリ、全然混ぜないですよ、あきたこまちとか何か、古古米とか混ぜませんよ、そのまま新米として食べてまずいですか、おいしいですか、町長、どうですか。おいしいか、おいしくないか。利根町でとれたどこの家の米でも構わないです。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 利根町のお米は、全体的にはおいしい。ただとれた場所によっては味がまるっきり違うということで、全体的にはおいしいと思います。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） 利根町のお米は、議長のほうの惣新田、加納でとれた米、それから、確かに押付新田、上曾根、あそこと比べたら、こちらのほうがうまいのは当然わかっています。あそこは大昔何か利根川が決壊して、それで砂が入っておいしくなったと、そういう話は聞きますけれども、でも利根町の米、私の住んでいる羽中地区の米を食べてもおいしいですよ。

よくスーパーで売っているコシヒカリ、3,800円とか、安いところは3,000円ちょっとで売っていますよ。あれはコシヒカリだけじゃないですから、混ぜているブレンド米ですから、ですから安いんです。ですから混ぜり気のない米でしたら、それは利根町の米、どこから行っても、都会の人はおいしく食べてくれます。

最初からふるさと納税が年間2億円とか、なるわけないです。それは地道な努力でしょう、努力。特産品がないからだめだとか、ブランド米がないからだめだとか、そういうこ

とでなくて、そういうことは町としてやるべき仕事じゃないですか。そういうふうを考えてもらわなければ、何をやったってできないですよ。何がないからだめだ、私はそう思いますけれども。

最初からうまくいくとは限りませんよ、でも何でもやってみなければしょうがないじゃないですか。ここでやらないで、このまま来年も再来年もこのような状況で、農家の方たちがずっとやっていってみなさい、どうなりますか。

今、農業をやっている方の年齢というのは、私、農業で去年も前年もやりましたけれども、平均年齢は68歳と言われていましたけれども、1歳ふえて69歳になりますよ。来年になったら70歳ですよ。だんだんやる気がなくなってしまうんですよ。やる気がないというより、やれない年齢になってしまうんですよ。ですから、年をとっても元気ならば、今の農家の方は機械は持っているし、やる気はあるんです。やる気はあるんですけれども、このような価格ではやる気もなくなってくる。皆さん、そうじゃないですか。

つくらなければ、つくらなくても、草茫々にしても水利費は取られるんです。私も5畝という田んぼを持っています。つくっていただけない田んぼ、1週間ほど前、3回目の5畝の草刈りを2時間かけてやりました。そういう無駄な田んぼが出てくるんですよ。

そういうふうに、農家の方もお米そのものがある程度満足できるような価格で売れるように町にも努力してもらって、そのようになれば、また農家の方のやる気も出てくるじゃないですか。このまま1俵1万円しないという状況だったらどうするんですか。来年になったらやる気がないと。私も農家の方から既にそういう話は聞いていますよ。

それともう一つ、東文間地区はいいんです。文間地区も基盤整備をやって大体終わり、まだ終わらないですけれども、やっていますからいいんです。文地区はこれからですよ。布川地区はどうなりますか。私は布川地区はまず無理なのかなという感じはしています。そういうこと言っただけは行政に対して失礼ですけども、行政はやる気はあるでしょうから。ただ年齢的にも農家の方はどんどん年が上がっているんです。そうすると、今、大型機械を持って営農組合を組織している人たち、基盤整備をやっていない田んぼは、入れないということはないんですけれども、能率が上がらないからやれないんです。そうすると、やってくれる方もいなくなってしまうんです。

ですからある程度、今はここでやっている方が元気なうちは機械もそろっているんですから、やろうという、そういう意欲を持たせるためにも、まずはお米の価格を上げてあげる。何とかして上げてあげる。それが一番肝心なのかなと思うのです。

経済課長、どう思いますか。私が言っている、今、町長に投げかけているんですけれども、今の価格で、今の農業をやっている方たち、特に基盤整備をやっていない方たち、年齢的にそうなったらどうしますか。この価格でやろうという意欲、あると思いますか。課長の考え方で構わないですから、ちょっと述べてみてください。

○議長（井原正光君） 矢口経済課長。

○経済課長（矢口 功君） 大変難しい質問になるわけですがけれども。

○11番（若泉昌寿君） 長く言わなくていいですから、あなたの気持ち、考え方をすつと伝えてくれればいいですよ。

○経済課長（矢口 功君） 金額から推していけば、気持ちは上がってこないと思います。確かにきのうお話ししました金額ですから、ただ、だからといってすぐやめる方とか、その辺は不透明だと思います。

なぜかという、きのう時間がなくて言えなかったんですけれども、これが一過性のもなのか、今後の価格がどうなっていくかという部分で、まだわからないところもありますし、ただ全体的に潜在的な米余り、222万トンぐらいありますから、需要が780万トンぐらいで、大体生産調整で出している金額と、数字と合っているんですけれども、ただT P Pの問題等も含めると下を向いてしまうようなこともあるでしょうけれども、国の施策も、きのう答弁できなかったんですけれども、今のところ、今回、所得倍増とか、そういうことも含めて国のほうでも施策があるみたいですので、そこらを少し期待したいなという部分を思っています。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） 課長も経済課長としてはなかなかはっきりと物が言えなくて気の毒かなと思うのですけれども、はっきり言って、本当にやれませんか。今、利根町の農家の方で個人でやっているといったら、耕作面積は平均したら2町はないわけですから、2町あったとしても、1町で80万円、2町で160万円、そこに経費が40万円かかって120万円しか残らない。

サラリーマンの方は1人大体四、五十歳になれば600万円前後は取れます。農家の方は奥さんと旦那一生懸命やっても、それだけの収入しかない。これでは農家の方は本当にやる気がなくなるのかなと、これは当然わかります。

それで、利根町として町長は、子育て支援茨城県下一にすることということで一生懸命あらゆる方法でやっていますよね。私、子育て支援とかそういうところは、はっきり言って一部不満なところはありますがここでは述べませんよ。でも一生懸命やっています。その努力は買っています。ですから、利根町の産業は何ですか、利根町の産業は米づくりですと、町長みずから言っているくらいでしたら、もっと農業に対して考えてもらいたい。

はっきり言って、町長は余り考えていないですね。「いや、そんなことない」とおっしゃるでしょうけれども、私の見た限りでは余り考えていない。なぜかと言うと、私、このところずっと定例会ごと農業関係に対してやっています。農業をどうしたらいいのか、でも私の質問に対して、それは真剣には考えてくれているんでしょうけれども、実際に若泉が言ったことに対して、もう少し真剣に考えてやってみようかと、そういうことは全然見当たらない。もう少し子育て支援とか、そのくらいの気持ちでやっていただければ何とかなるのかなと。くどいようですがけれども、このまま行ったら、価格は上がらないと思

ます。

なぜかと言いますと、今、若い人たち、全国的に若い人たちがだんだん減っている。お年寄りになれば、それだけ物を食べない。我々子どものころは、小学生、中学生、高校生などがいたら、特に若い子どもがいたら、どれだけご飯食べましたか。今そういう子どもたちもいないから、それだけ食べない。家の消費というのは少ないんですよ。結構外食産業ではお米は使っているかもしれませんけれども、その外食産業というのは全て日本の米ばかりじゃないでしょう。外国から、これはどうしても輸入しなければいけないお米、それも日本としては消費しなければいけないんですから、当然外食産業では、そちらの方のお米も使ってしまうんです。日本でとれたお米というのは、なおさら過剰になってしまう。要するに、日本では過剰でなくて、日本のお米を食べないんですよ。ですから、このように単価も下がってしまうんですよ。

ことし、これだけ下がったというのは、課長はよく知っていますけれども、昨年度のお米が過剰気味で余っているわけです。ですからこれだけ安くなっているんです。ことしの場合は、九州のほうでは大雨で、結構これからまだ九州のほうは雨でたたかれて豊作まではいかないと思いますけれども、たとえ九州のほうが平年よりとれなくても、過剰米というのは残っていますから、お米というのは上がる要素というのは、まずないと思います。価格が上がらないというのは、外国からの輸入米、それと日本人が余り米を食べない、ですから余ってしまう。余れば当然物は下がる、悪循環がそういうことになっているんですね。

でも、この利根町というのは、何度も言うわけじゃないですけども、お米なんですよ、米づくりなんですよ。どこを見ても大体が平坦じゃないですか。田んぼだらけじゃないですか。あるのは早尾、羽根野、立木、高台と言えそこだけなんですよ。あとは利根川から下はずっと田んぼなんです。ですからお米以外はつくれないって、そういう感じなんです。

でも、東文間地区と文間地区は基盤整備をやりましたから、大変仕事もやりやすくしてお米づくりには最適って、そういう感じがしますね。これからお米はつくらなければいけない。農家の方もつくらなければいけない。でも、つくるからには、それなりの価格が上がってくれないと、やる人は、その意欲というのは湧いてこないのかなと思います。ですから、私、町長にお願いしているのは、そういうことなんです。

何とか努力して、ブランド米がどうだとか、特産物がないとか、特産物は利根町のお米コシヒカリですよ。それを何とかうまく利用してやってあげればいいのかと思うんですけども、町長、幾らか、心、動きましたか。まださっきと同じような答弁か、もう一度お願いします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 利根町の農業従事者の平均年齢、これもそろそろ70歳になります。

それより問題なのは後継者が育たない。それと、若泉議員ご指摘のとおり、このままいったら耕作放棄地がどんどんふえる。そのために、今、北部地区の基盤整備、西部地区の大体240ヘクタールから250ヘクタール、これで大体45億円から50億円かかりますけれども、町の負担もその1割になるか、12.5%になるかは、これから農家の人との協議ですけれども、1割としても大体4億5,000万円から5億円かかると。

今、利根町の耕作放棄地は、茨城県44市町村の中で2番目に耕作放棄地が少ない。2.9%、ただ、このままいきますと耕作放棄地もどんどんふえる。要するに後継者がいないわけですから、高齢者ができなくなる時代が来る。そろそろそういう時代は来ていると、そのために基盤整備をやる。

基盤整備をやるというのは、耕作放棄地をつくらないためだけではなくて、基盤整備をやればほかの農作物もできる。議員おっしゃるとおり、米は国で直近で220万トンとか30万トンの備蓄がある。だから当面米は上がらないだろうと。それでは何を、同じ米をつくるにしても付加価値をつける。今までと同じ米をつくっていたのでは付加価値つきませんから、それか、自分で直販のルートをつくるか、6次産業化するか、それとも大きく転換してつくる作物を変えるか、その重要な分岐点に来ているのは確かでございます。

私が前から言っているように、やる気のある農家には、町としても予算をつけますよ。これは15年前から言っているわけですから。あとは農家の方のやる気、これを期待したいなど考えているところでございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） 町長、町長の言っていることは本当にわかりますよ、やる気のある方には町として幾らでも応援しますと、それはわかりますよ。ただ口先だけじゃなく、町長、自分もみずから積極的に入って行って、どうしたらいいんだろうかと、そのように行かなければしょうがないでしょうよ。ただ基盤整備、確かに基盤整備をやれば、今の基盤整備というのは、ここは水の入る米をつくります、その隣は水の要らない野菜をつくります、それができるんですよ。基盤整備は確かに大切です。それは私もわかっています。

ただ、町長みずから平均年齢が70歳になりましたと。後継者が育たない。なぜ後継者が育たないのかということは、これは利根町のことを言っているんですからね、農業に対して、米づくりに対して魅力が持てないんですよ。なぜかと言うと、やってもそれだけの収入が上がらないんです。そうじゃないんですか、町長。

お米づくりをやります、それだけの収入が得られます。やりますよ。後継者だって育ちますよ。それだけの収入が年間を通して得られないから、お米づくりがやれない。利根町では今、米以外というのはほとんど産業というのはないじゃないですか。あとは畑が少しあって、そこでおばあちゃん、おじいちゃんが家で食べる野菜を余計つくったから、じゃあヤオコーに持っていこう、ランドロームに持っていこう、農協の直売所に持っていこうと、そんな程度でしょうよ。副業も副業、大副業ですよ。利根町の野菜づくりというのは、

そんな程度なんですよ。

それだけの米づくりをやって、採算がとれるような米の価格になれば、やる方は出てきますよ。ですから、私が頼んでいるのは、もう少し利根町として努力してあげなければしようにないんじゃないのかな、そう思います。

このことばかりやっていると時間がなくなりますので、町長の考え方というのはわかりましたので、懲りずに、また12月もあります、改選するまで3月もありますから、まだやるかもしれませんから、またよろしくお願ひしたいと思います。

2問目のほうにいきます。2問目は雨水路、U字溝の除染について伺いたいと思います。

東日本大震災が起きてから早くも3年と6カ月が過ぎました。福島県の方々は、まだ故郷を離れて戻れない方々が多くいます。一日も早く自分のふるさとに戻れることを祈っております。

利根町においては、学校、公共施設等の放射能の除染は既に終わり心配はございません。しかし町内の雨水路等においては、除染された土がそのままになっております。国のほうでは早急に処分場をつくることになってはいますが、まだ決まっていない、いつできるかもわからない状況でございます。

町民の皆さんのことを考えるならば、一日も早く除染された土を処分し、皆さんが安心して暮らせるようにすることが町としての責務だと思うが、町長はどのような考えを持っているか伺います。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

平成23年12月に汚染状況重点調査地域に指定されたため、国の認定を受けた除染実施計画を作成し、町内の除染対象施設の除染を実施してきております。除染工事は、除染対象となる放射線の空間線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上であった公園13施設、学校4校を対象として実施し、既に除染が終了しております。

汚染した土壌につきましては、公園や学校の敷地内に安全に保管しておりますが、今後この状態のままで保管可能かどうかは国で検討中でございます。

その結果、現在利根町の公園、学校の平均放射線量は1時間当たり0.08マイクロシーベルトから、高いところで0.14マイクロシーベルトとなっておりますので、町民の皆様におかれましては、安心して日常生活ができる状態ではないかと思っております。

また、除染実施計画で除染対象となっておりました通学路につきましては、放射線の空間線量を測定したところ、1時間当たり0.23マイクロシーベルト未満でありましたので、除染対象から除外されております。

なお、通学路の側溝の汚泥は除染対象外となりますが、汚泥そのものの放射線量が高いと思われるところに対して、現状の把握と今後の対策のため、通学路等を中心とした町全

体の測定を平成26年度中に実施する予定であり、現在、準備を進めているところでございます。

道路側溝の汚泥については、汚泥1キログラム当たり8,000ベクレル未満であれば処分が可能であり、これまでも側溝の詰まりなどにより引き上げた汚泥は、全て基準値未満でしたので処分されております。

しかし、汚泥の測定結果により1キログラム当たり8,000ベクレル以上となる場所につきましては、処分先がないため、やむを得ず現状維持として、このまま移動させないほうが安全であると、そのように考えております。

また、これら全般の今後の対応については、今年度予定しています汚泥の測定結果を待って判断していきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） 環境対策課長に聞きます。

今、町長の答弁がありました。それで、学校とか公園も問題ない、残るはU字溝とか下水関係のところなんですけど、8,000ベクレル以上あるなというところは、大体どのくらいあるんですか。触れないところ。

○議長（井原正光君） 補足答弁を求めます。

蓮沼環境対策課長。

○環境対策課長（蓮沼 均君） ご質問にお答えします。

U字溝の汚泥で8,000ベクレル以上あるのはどこかということですが、

○11番（若泉昌寿君） どこかじゃない、何カ所ぐらいあるのか。

○環境対策課長（蓮沼 均君） この箇所ははかってございませんので、把握しておりません。ただ、現在、利根町の除染実施計画にのっとり行ってございまして、空間線量をはかっております。この8,000ベクレルというのは、この計画書の中には入っておりませんので、実際これから26年度中にはかるということになっておりますので、これからでございます。

今現在、先ほども町長がお話しましたけれども、詰まったところを何カ所か1キロ当たりはかってみたところ、8,000ベクレル未満というところがございますので、これからはかっても8,000ベクレル未満であると期待はしております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） ということは、今までU字溝とか詰まって困ったな、雨水が流れないなというところは、はかって8,000ベクレル以下だから処分したと、町長も答弁していますね。

では逆にお聞きしますけれども、団地あたりで掃除をやった場合、下水とかU字溝とか、そういうところの土は上げないでくれと言っているのは、それはどういうことなんですか。

○議長（井原正光君） 鬼澤都市建設課長。

○都市建設課長（鬼澤俊一君） それでは、若泉議員のご質問にお答えします。

現在、都市建設課におきましては、側溝に堆積した土等により側溝の雨水があふれた場合、これは先ほどから町長が答弁しましたとおり、実際それをはかりまして、8,000ベクレル以下であれば通常の産業廃棄物として処分しております。しかしながら、この検査をした中で8,000ベクレルを超えるものがあつた場合については、現在は住民の方々につきましても、それを移動させないようにしていただきたいということで指導しているところでございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） 課長、その答弁がおかしいんですよ。

さっきは、はかっていないと環境対策課長は言っているんですよ。はかっていないと言いましたでしょう。8,000ベクレルあるかどうか、何カ所あるかと言ったら、はかっていないからわからないと。でも、団地あたりの掃除は、土を上げないでくださいよと行政のほうから通達しているでしょう、そこは、8,000ベクレルあるのかわからないわけです。もし8,000ベクレルより下だったなら上げてくださいよと、それで既に処分していると言うんだから、なぜそれを上げさせないのか。

なぜ私こういうことを言うかということ、はっきり言って、住民の方たちは不安がっているんですよ。土を上げてはだめだよ、行政がそのように言うから、これは放射能が高いんだなど、そう思うのは当然じゃないですか。だから、私、そのように聞いているんですよ。

○議長（井原正光君） 蓮沼環境対策課長。

○環境対策課長（蓮沼 均君） ご質問にお答えします。

当時、これ1年ぐらい前の話になりますけれども、この汚泥を上げないでほしいというのは、1年ぐらい前でございまして、そのときは8,000ベクレル以上ある部分があつたわけです。そうしますと集落の方が詰まったところを、それに伴って全部のU字溝を掃除しますので、それを一つ一つはかるわけにもいかないので、1年前ですけれども、全体が8,000ベクレル以上あるところも多いだろうということで、上げないでほしいということで、環境対策のほうでクリーン作戦をやりますので、そのときに一緒にU字溝のほうも掃除していただくということをしていただいておりますので、そちらの方はそのままにしてほしいと。どうしても詰まってしまったところは、都市計画課のほうで相談していただいて、詰まったところは1キロほどはかって、それで、なければ処分できると、そういう話で始まっております。

ことしに関しては、高いだろうというところを実際をはかってみました。そうしたところ、2,600ベクレルぐらいになっております。ですから、これから26年度中にはかるU字溝の汚泥に関しても、8,000ベクレル未満ではないかと期待はしております。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） 環境対策課長、町長にも言いたいけれども、町長は常日ごろか



ら、安全で安心して暮らせるまちづくりだと、町長はみずからそうやってどこでも述べているでしょう。まさに今の放射能の問題がそうじゃないですか。

なぜ今回放射能のこういう問題を私、取り上げたかと言いますと、我々議員で放射能対策特別委員会というのがあるんですよ。だから、私がやらなくても、そちらのほうでいろいろとやってくれているわけです。私も途中からその一員といえ一員なんです。しかしながら住民の方たちというのは、土を上げられないということになって心配なんです。

私のところへ、お二方ですが、子どもがボール遊びと何かやって、ふたをしていないU字溝に落ちた、それを拾う、どうなんですかと、そういう心配というのがあります。

それで、先ほど課長が答弁で私に言ってくれたことは、「1年前は」と言ったでしょう。今は1年過ぎているんですよ。1年前はそうかもしれないけれども、それからだったら大丈夫だったら、そのように今度通達して、今上げてても大丈夫ですよ、処理できますからと、何でそういうこと言ってくれないんですか。だからなおさら不安がってしまうんですよ。

1年前は確かに8,000ベクレルあるところもあるだろうから、危険が伴うといけないから上げないでくださいということで、都市建設課と相談して、そのような体制で上げさせないのかなと思ったんですが、先ほどの答弁は違うでしょう。1年前はそうだけど、今は違うよと。それだったら、そのようにちゃんと今度は上げてても大丈夫ですよ。

町長も言っていたでしょう、今の8,000ベクレルより下のものは処分できると言っているんでしょ。どんどん上げてもらって処分すればいいことじゃないですか。どうなんです。現在のことを言わなければだめなんですよ、1年前とか2年前のこと、そういうことを言ってはだめなんですよ。

○議長（井原正光君） 蓮沼環境対策課長。

○環境対策課長（蓮沼 均君） ご質問にお答えします。

先ほども1年前ということでお話ししました。それで、放射能というのは徐々にレベルが下がっていくわけですね。

○11番（若泉昌寿君） 住民みんなわかっています、30年もかかるという話は。

○環境対策課長（蓮沼 均君） それで、利根町の道路の両脇にあるU字溝の長さですね、それが大変長いわけです。やはり住民の方に安心していただくためには、ある程度のポイントをはからなければいけないと思います。

今までは、詰まったところを上げてもらって、それをはかって安心だということさせていただいております。そういう安心をしていただくためには、ある程度はからないといけませんので、これから26年度中にはかって、その結果をもとに、皆さんに公表ということでございます。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） やることが遅いんじゃないですか。結果がわかったら、そのよ

うに、さっきから言っているとおりに、知らせてあげるんですよ。

区長でも誰でも、今は上げられるようになりましてからねと知らせてあげれば、今度掃除のときに上げるじゃないですか、まだ掃除をやっても上げていないですよ。そのままですよ。それは知らせていないからでしょう。でも現に8,000ベクレル以上あるところは余り確認していないとさっき言いましたけれども、確認を余りしていないのでしょう。徐々には下がっているのでしょうから。

私の言いたいのは、最初は行政から、U字溝とか下水路の土は上げないでくださいよと各自治会のほうへ言ったわけでしょう。それは、言われたことに対してきちんと守っているんですよ。ですから、今度処分できるようになったら、なったらなつたで、今度は行政のほうはそのように処分できますから掃除するときには上げて結構ですよと、なぜそういうことを言わないの、言ってくればちゃんと上げるでしょうよ。

そこで、汚染された土もそこからなくなるわけ。安心するわけですよ。今度はそこに住んでいる住民も、放射能の汚染も下がってきたんだと、そこでまた安心できるわけです。そういうことをわかった場合は、いち早く述べなければいけないんです。

町長がいつも言っている、安全で安心したまちづくりに専念して一生懸命やっていますと。どこが安心して安全なんですか。それだって行政の中の一つの仕事ですよ。汚染された土を取り除くだけが安心・安全ではない、それはわかっていますよ。でも大きな中の一つじゃないですか。

行政というのは、町長初め利根町は1万7,000人ちょっとしか今はいませんけれども、その人たちのために尽くすのが、町長初め課長の皆さんの役目です。我々議員だって、選ばれた以上は、私ははっきり言って、いつも言いますけれども、町長とか課長の皆さんに声を張り上げてこんなこと言いたくありませんよ。でも、我々は選ばれた議員なんですから、こうやって声を張り上げて皆さんにお願いしているんですよ。ここにいる方は、議長初め我々は住民の代表なんです。そういうことでやっているんですよ。ですから、行政の皆さんも町長初め、もう少し住民のことを考えて、どういう小さなことでもしっかりとやってもらいたい。答弁は要りません。終わります。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 一言だけ言わせてもらいますけれども、今の状況が、置いておいてもらったほうが、住民のためには一番安心な状況なんです。道路は全部調べて、道路は歩いても全然安全だと……（「それを言うなら私も言いますよ」と呼ぶ者あり）そうじゃないんですよ。私言いたいのは、今、福島で、これ多分ご存じだろうと思うのですけれども、福島で中間処分場の場所がほぼ決定しましたよね。あの中間処分場には福島のU字溝の土は入れられませんから……（「そんなのわかっていますよ」と呼ぶ者あり）そういう状況なんですよ……（「処分場できたって、利根町のもの持っていかどうかわからない」と呼ぶ者あり）そうではなくて、福島のU字溝の汚泥も中間処分場には入れられない

……（「時間がなくなっちゃうから、俺に言わせてくださいよ」と呼ぶ者あり）これ多分皆さん知らないと思いますよ。そういう状況なので現状のまま置いてもらいたいということです。

○議長（井原正光君） 若泉議員。

○11番（若泉昌寿君） 今、このままで置いたほうがいいって、それは確かにいいならば、なぜそのように住民の方に説明してあげないの。みんな、そんなの知りませんよ。それを言いたいから私言ったんです。

現状のまま置いたほうがいいならば、住民の方に、行政からそのように知らせてあげるんですよ。そういうことを、今、町長が私に答弁したから、私これを反論して言ったわけなの、わかりますか。

じゃあ、そのようにちゃんと住民の方に言ってあげてください。終わります。

○議長（井原正光君） 若泉昌寿議員の質問が終わりました。

---

○議長（井原正光君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

明日9月12日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午後3時00分散会